

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

令和6年(ワ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件
控訴人 山縣 真矢 外7名
被控訴人 国

証拠説明書
(控訴審第2準備書面一新ヶ江意見書、谷口第3意見書、加藤
意見書について・甲 A709 から甲 A710)

2024年(令和6年)12月13日

東京高等裁判所第24部民事部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上杉 崇子
同 寺原 真希子
ほか

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲 A709	同性婚裁判意見書 写し	2024.6.20	加藤秀一	【結論】 本意見書は、結婚と家族に関する人文・社会諸科学(特に歴史学及び社会学)の蓄積を踏まえ、被控訴人が論拠として言及している「伝統的な婚姻」という観念の根拠を実証的に検証するものであるが、本意見書が喝破するように、被控訴人が主張する「伝統的な婚姻」は「伝統的」とは言えないこと。 具体的には、「伝統」を広義に解し、古代にまで遡るような長期における日本の文化・慣行を指すものとするなら、<実子を共同で養育する永続的關係>を希求する結婚をもって「伝統」とみなすことはできないこと。他方、「伝統」を狭義に解し、近世から明治期にかけて普遍的に確立した「家」制度を指すものとするなら、そのような概念を根拠として法律上同性のカップルの婚姻を否定する

				<p>ことは、今日において正当化し 難いこと。 いずれにしても、被控訴人にお ける「伝統的な婚姻」の概念は、 法律上同性のカップルの婚姻 を否定する根拠として十分に 強固なものとは言えないこと (13～14頁)。</p> <p>【補足】 なお、本意見書は、本訴訟の 関連訴訟5件についての地裁 判決(札幌地裁判決、大阪地裁 判決、東京地裁判決(一次)、 名古屋地裁判決、福岡地裁判 決)が考える「伝統的な婚姻」 という観念の根拠を実証的に 検証するものであるが、上記5 地裁判決がそれぞれの論拠と して共通に言及する「伝統的な 婚姻」は、被控訴人が考える「伝 統的な婚姻」と共通しているこ とから、被控訴人が考える「伝 統的な婚姻」も同様に「伝統的」 とは言えない。</p> <p>【各論】 ①【被控訴人が考える「婚姻」 の本質的要素】 被控訴人が考える「婚姻」の 本質要素は、a) 男女関係の一 対性・排他性・永続性、b) 自然 生殖による親子間の血縁とい う紐帯原理から構成されると 整理できるが、このような認識 は現在の人文・社会諸科学の研 究水準に照らして必ずしも妥 当ではないこと(4頁)。</p> <p>②【被控訴人が用いる「伝統」 の不明確さ】 被控訴人が「伝統的」なもの とみなしている結婚について、 なぜそれを「伝統的」と呼べる のかという理由や「伝統」とい</p>
--	--	--	--	--

				<p>う概念そのものについての規定は全く述べられていないこと(7頁)。</p> <p>③【古代・中世における対偶婚的紐帯】 古代から中世にかけての結婚においては、今日の我々がもつ一般的な結婚観において自明視される男女関係の一对性・排他性・永続性といった諸性質が弱く、男女それぞれの気の向くままの「恋(こひ)」ないし性愛との間に明確な境界を引くことが困難な関係であったこと。 したがって、仮に永続的な夫婦関係の下での生殖・子育てを結婚の「伝統」と呼ぶなら、その期限を中世前期以前に遡ることはできないこと(7～9頁)。</p> <p>④【養子縁組の広がりを通して、中世・近世において、生殖・養育は結婚・家族にとって本質的な要素ではなかったことが明らかである】 中世後期以降、近代後期に至る日本社会では、時代を下るにつれて、「自然生殖」による親子間の血縁という紐帯原理以上に、「家」(いえ、イエ)という抽象的な観念体の永続性が重視される傾向が強まっていたのであり、<夫婦が直系の子を分業的共同生活を通じて養育する>という理念は、日本における唯一の「伝統」とは呼ぶことができないこと(9～12頁)。</p> <p>⑤【明治期における「家」制度の形成】 生物学上の父母による直系</p>
--	--	--	--	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

					<p>の子の養育という規範観念は、明治国家が武士家族をモデルとして家父長的な家制度を整備し、全国民をそこに包括したことの既決であり、このように、夫婦と直系嫡子からなる関係のみを規範的な結婚・家族の要請として特別視する価値観は明治期を通じて強化された「近代的」なものであること(11～12頁)。</p> <p>⑥【「伝統」概念の尊重とは】 日本の結婚・家族における「伝統」の内実を「家」(いえ、イエ)に見るという一般的な見解を前提にすれば、現代の結婚・家族について規範的判断を下すにあたって「伝統」を尊重するということは、とりもなおさず「家」制度を尊重するということに等しいということになりかねないこと(12～13頁)。</p>
甲 A710	判決	写し	2024. 10. 30	東京高等裁判所	<p>東京高裁が、本訴訟関連訴訟である東京一次訴訟に関し、「婚姻をすることで、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すものであり、個人的人格的存在と結び付いた重要な法的利益として十分に尊重されるべきもの」であり、法律上同性のカップルとの関係においても、「男女間の関係におけると同様に十分に尊重されるべきもの」としたうえで、現行法令が、「同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

					設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別取扱いをするものであって、憲法14条1項、24条2項に違反するというべきである」と判示したことなど。
--	--	--	--	--	---